

## 学校給食用牛乳供給事業補助業務委託要綱

平成15年10月 1日15農畜機第 48号  
一部改正 平成18年 3月30日17農畜機第4847号  
一部改正 平成24年 3月28日23農畜機第5138号

### 第1 趣旨

この要綱は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第10条第1項第2号の規定に基づく学校給食用牛乳供給事業につき独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第6号の規定及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定める学校給食用牛乳供給事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、学校給食用牛乳供給事業の円滑な実施等を図るため、当該事業に係る補助業務の一部を都道府県に委託する場合における委託業務の内容、委託業務の実施方法、委託の方法、委託費の請求方法その他当該委託に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委託業務

機構が、都道府県に委託する業務は、次に掲げる業務とする。この場合、3にあっては、都道府県は受託しないことができるものとする。

- 1 学校給食用牛乳供給事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、実施要綱第4及び第5に基づき理事長に提出する書類の確認及び理事長に対する送付並びに理事長から補助事業者に対する通知の伝達。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第17条及び第18条に係る理事長から補助事業者に対する補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還に係る通知の伝達。
- 3 補助金の管理及び支払並びに法第18条に係る補助事業者からの理事長に対する返還金の取りつき。
- 4 学校給食用牛乳供給事業に関する指導監督。

### 第3 委託業務の実施

- 1 都道府県知事は、補助事業者から提出された理事長に提出する書類を、遅滞なく理事長に送付するものとする。
- 2 都道府県知事は、理事長から補助事業者に対して通知する書類の伝達を、都道府県知事が受領した日から5日以内に行うものとする。
- 3 第2の3に定める補助金の支払(概算払を含む。)は、都道府県知事が定める請求手続きに基づいて補助金の受領後遅滞なく行うものとする。

#### 第4 受託承諾書の提出

都道府県知事は、委託業務を受託しようとするときは、別紙様式第1号による承諾書に収支予算書をそえて理事長に提出するものとする。

#### 第5 委託費の支払

理事長は、都道府県知事が第2に掲げる業務を実施するのに必要な経費として、予算の範囲内において、別に定める委託費を支払うのものとする。

#### 第6 委託費の請求

都道府県知事は、第5の委託費を請求しようとするときは、当該業務の完了した日から1ヵ月以内に別紙様式第2号による学校給食用牛乳供給事業補助業務委託費実績報告書を理事長に提出するものとする。第7により委託費の概算払を受けた場合も同様とする。

#### 第7 委託費の概算払

- 1 理事長は、必要があると認めるときは都道府県知事に対し、第5の規定による委託費について、概算払をすることができる。
- 2 都道府県知事は、概算払を受けようとするときは、第4による承諾書の提出の際、別紙様式第3号による学校給食用牛乳供給事業補助業務委託費概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 第8 委託費の返還

理事長は、都道府県知事がこの要綱の規定に違反したとき及び都道府県知事の委託費の支払いが適当でないとしたときは、委託費の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

#### 第9 帳簿及び証拠書類

都道府県知事は、当該委託業務に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、当該委託業務完了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 附 則（平成15年10月1日15農畜機第48号）

- 1 本要綱の制定に伴い、学校給食用牛乳供給事業補助業務委託要綱（昭和37年11月2日付け37畜団第377号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止するものとする。
- 2 本要綱の制定前の旧要綱による委託については本要綱による委託と見なす。

附 則（平成18年3月30日17農畜機第4847号）

この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日23農畜機第5138号）

この要綱の改正は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

承諾書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

都道府県知事 氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号をもって依頼がありました学校給食用牛乳供給事業に係る補助業務の委託については、下記の収支予算書により学校給食用牛乳供給事業補助業務委託要綱第4の規定に基づき第2の（※）の補助業務について受託いたします。

記

収支予算書（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

項 目	区 分	金 額	備 考
収 入	学校給食用牛乳供給事業 に係る補助業務委託費	円	
支 出	(1) 旅 費 (2) 印 刷 費 (3) 通信運搬費 (4) 会 議 費 (5) 人 夫 費 (6) 消耗品費 計		

注1 （※）内は「1から4」又は「1、2及び4」を選択の上、記入すること。

備考の欄には、費目ごとに算出基礎を記入すること。

別紙様式第2号

学校給食用牛乳供給事業補助業務委託費実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

都道府県知事 氏名 印

学校給食用牛乳供給事業補助業務委託要綱第6の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、併せて補助業務委託費 円の支払いを請求します。

記

1. 収支実績報告書（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

項 目	区 分	金 額	備 考
収 入	学校給食用牛乳供給事業に係る補助業務委託費	円	
支 出	(1) 旅 費 (2) 印 刷 費 (3) 通信運搬費 (4) 会 議 費 (5) 人 夫 費 (6) 消耗品費 計		

注1 支出額を他の支出と按分で計上する場合には、積算を添付すること。

注2 承諾書の収支予算書に記載の旅費の額とその他の経費の額の合計額が、実績においていずれか一方の20%を超える流用があった場合には、その理由書を添付すること。

2. 補助業務委託費に係る精算額

承諾書の受託額	実 績 額	概算金払受領額	精 算 額
円	円	円	円

振込金融機関名等

金融機関名    ○○銀行    ○○支店

預金種別        ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義

別紙様式第3号

学校給食用牛乳供給事業補助業務委託費概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

都道府県知事 氏名 印

学校給食用牛乳供給事業補助業務委託要綱第7の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

区 分	金 額	備 考
学校給食用牛乳供給事業補助業務委託費	円	

振込金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種別 ○○預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義